平成２３年（フ）第９１号
札幌市西区二十四軒４条６丁目５番10号　マンション白銀１階２号
債務者　古木　和子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２８号
北海道北見市中ノ島町２丁目11番13号　ハイツせんだい２Ｆ７号
債務者　長野　勤
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２号
青森県三沢市美野原１丁目３番地11号フィッシング山いちＡ－２
債務者　篠田　純子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第３号
青森県十和田市東十四番町32番３号　コーポ平野10号
債務者　畑山　奉子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１３０号
山形県鶴岡市温海戊645番地７
債務者　本間　壽美
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１３１号
山形県鶴岡市温海戊645番地７
債務者　本間　次子
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１３８号
山形県鶴岡市文園町７番74号　マルゴ荘205号室
債務者　蛸井　守
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１３９号
山形県鶴岡市大宝寺町３―14　田門荘５号室、住民票上の住所山形県鶴岡市羽黒町仙道字一本松４番地145
債務者　阿部　三也
1　決定年月日時　平成23年１月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第５１６号
群馬県渋川市赤城町宮田甲288番地
債務者　角田　英明
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第５７４号
群馬県前橋市富士見町石井1867番地２
債務者　小野　啓二
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６１１号
群馬県前橋市富士見町原之郷761番地　パサージュ808前橋北205号
債務者　長谷川冬樹
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４０号
群馬県佐波郡玉村町大字板井908番地10
債務者　小林奈保子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６４６号
群馬県前橋市城東町４丁目26番10号
債務者　成田　照道
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７６号
群馬県前橋市上泉町2860番地２
債務者　嶋田　美香
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６８７号
群馬県伊勢崎市宮子町3291番地　グリングラスヒルズ105
債務者　泉田　勝男
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
群馬県伊勢崎市五目牛町７番地４
債務者　滝澤　博
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第８号
群馬県伊勢崎市間野谷町641番地７
債務者　王　貴華
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所